

暮らし・環境

- ◆リサイクル ◆ごみ収集 ◆環境 ◆動物 ◆緑化 ◆道路
- ◆自転車・駐輪場 ◆コミュニティバス ◆区民交通傷害保険
- ◆暮らしにお困りの方に ◆消費生活 ◆葬儀

◆リサイクル

エコ広場館

指定管理者導入施設

区内にある4つのエコ広場館は、リサイクル生活文化の振興を図る区民のリサイクル活動拠点です。さまざまなリサイクル講座も開催しています。各館の活動内容は、毎月発行される「かわら版」でご案内しています。「かわら版」は図書館・地域振興室など区内施設にて配布しています。

【開館時間】 午前10時～午後4時

赤羽エコ広場館は午後5時まで
休館日…水曜、祝日、年末年始

富士見橋 エコ広場館	田端 5-16-1 TEL 3824-3196 FAX 3821-2468
北ノ台 エコ広場館	上十条 5-14-4 TEL 3907-3196 FAX 3907-3196
滝野川西 エコ広場館	滝野川 6-21-25 滝野川西区民センター 2階 TEL 5567-3196 FAX 5394-8787
赤羽 エコ広場館	赤羽 1-67-62 赤羽駅北高架下 TEL 3902-3196 FAX 3902-3226

【資源を集めています】

古布（古着）、ペットボトルキャップ、使用済切手、紙パック、発泡トレイ、廃食油（第2日曜 午前10

時～午後2時）、使用済プリンター用インクカートリッジ、入れ歯

※ 赤羽エコ広場館は、入れ歯と使用済切手のみとなります。

【リユース、リサイクル品の販売、資源活用イベントなど】

北くるり（再生品トイレットペーパー、ティッシュペーパー）、廃食油再生石鹸などの販売、フリーマーケット等の資源活用イベントを行っています。

ご利用の際は各エコ広場館までお問い合わせください。

【ごみ・リサイクルちゃんねる】

ごみやリサイクルに関する相談、遺品整理に関する相談を受け付けています。お気軽にお問合せください。TEL 5972-4677 午前9時～午後4時（日曜、年末年始を除く）

※令和5年3月31日をもって、北ノ台エコ広場館及び赤羽エコ広場館は廃止となります。

令和5年度以降のエコ広場館の運営については、事業内容が変更となる場合があります。

ご利用の際は、各エコ広場館にお問い合わせください。

資源の回収（びん・缶・ペットボトルなど）

家庭から出るびん・缶・ペットボトルなどを資源として回収しています。

店舗や会社、事業所など、事業活動から出る資源は回収できません。

北区清掃事務所作業第一係

TEL 3913-3141 FAX 3913-3741

品目	回収場所	出し方
びん・缶	●ステーション (まちの中で下記回収容器が設置された場所) びん：コンテナ（黄色） 缶：コンテナ（青色）	びんはふたを外し、中を軽くすすいで出してください。 【出せないもの】 割れているびん、化粧品のびん、陶器、グラス・コップ類、油の容器、スプレー缶、ペンキ缶など
ペットボトル	ペットボトル：回収ネット（青色配布型・緑色管理型） ※コンテナ（緑色）…大規模な集合住宅	キャップ・ラベルを外して中を軽く水ですすぎ、つぶして出してください。 【出せないもの】 油の容器、卵などのパック、シャンプーや洗剤の容器、色のついたペットボトル容器など

※ステーションの場所の決定や管理、コンテナ保管は各町会や自治会など地域の皆さんが行っています。出す時間や騒音などに注意してきれいに使用してください。

※ペットボトルはスーパーマーケットなどでも回収している場合があります。

ご利用の際は、各店舗のルールに従ってください。

北区清掃事務所事業管理係

TEL 3913-3077 FAX 3913-3741

品目	回収場所	出し方
紙パック 食品用発泡トレイ※1 (白色・色付き両方可)	●サンクルポストなど (区民センターや地域振興室などに設置)	洗って出してください。紙パックは開いてください。 【出せないもの】 内側が銀色(アルミ)、茶色の紙パック、油などで汚れたトレイ

次ページへ続く



品目	回収場所	出し方
廃食油	<ul style="list-style-type: none"> ●富士見橋・北ノ台※2・滝野川西エコー広場館 (毎月第2日曜のみ) ●赤羽区民事務所 (原則毎月第2日曜のみ) ★ ●北区清掃事務所 ●滝野川清掃庁舎 ●浮間清掃事業所 (毎月第2土曜のみ)	ふたがしっかり閉まる容器に入れてください。未開封のものはそのまま出してください。 (午前10時から午後2時までに直接手渡してください) ★第2日曜が閉庁日にあたる場合は回収しません。閉庁日については北区ホームページなどでご確認ください。
インクカートリッジ (プリンター用)	<ul style="list-style-type: none"> ●富士見橋・北ノ台※2・滝野川西エコー広場館 ●滝野川清掃庁舎 ●浮間清掃事業所 ●赤羽区民事務所 ●区役所第一庁舎1階正面玄関 ●北区清掃事務所	各施設に設置している回収箱に出してください。 ※対象メーカー: ブラザー、キヤノン、エプソン、ヒューレット・パッカード

※1 食品用発泡トレイはスーパーマーケットなどでも回収している場合があります。

ご利用の際は、各店舗のルールに従ってください。

※2 北ノ台エコー広場館は、令和5年3月で廃止となるため、この場所での廃食油の回収は終了となります〔紙パック、食品用発泡トレイ、インクカートリッジ (プリンター用) の回収は継続します〕。

リサイクル清掃課		TEL 3908-8538 FAX 3927-6550
品目	回収場所	出し方
古布	<ul style="list-style-type: none"> ●富士見橋・北ノ台※・滝野川西エコー広場館 ●東十条地域振興室 ●浮間地域振興室 ●北区清掃事務所 ●区役所第二庁舎駐車場 ●赤羽会館1階 ●赤羽区民事務所	ポリ袋に入れて出してください。 【出せないもの】 中に綿の入っている服や布団、皮革製品、ビニール、ゴム製品、毛布、汚れているもの、濡れているもの
ペットボトルキャップ	<ul style="list-style-type: none"> ●富士見橋・北ノ台※・滝野川西エコー広場館 ●滝野川清掃庁舎 ●浮間清掃事業所 ●赤羽区民事務所 ●区役所第二庁舎駐車場 ●北区清掃事務所	洗ってから各施設に設置している透明な専用容器に出してください。

※ 北ノ台エコー広場館は、令和5年3月をもって廃止となりますが、古布及びペットボトルキャップの回収場所としては継続します。

集団回収支援

北区清掃事務所事業管理係	TEL 3913-3077 FAX 3913-3741
集団回収とは、町会・自治会・マンション管理組合・PTAなど10世帯以上で構成された団体が、各家庭から出る古紙・古布・びん・缶など資源を集めて直接回収業者に引き渡す自主的な資源回収方法です。区では、集団回収活動の支援として回収量に応じて報奨金を支給しています。詳しくは北区清掃事務所事業管理係までお問い合わせください。	

◆ごみ収集

家庭ごみ・資源 (古紙)・粗大ごみの正しい分け方・出し方

北区清掃事務所 (豊島8-4-3)	TEL 3913-3141 FAX 3913-3741
ごみ・資源 (古紙) は、決められた集積所・場所に決められた収集曜日の朝8時までに出してください。下記の区分により、収集日の8時から15時の間に回収します。リサイクルできるものはごみとせず、資源として活かしてください。	

※ 収集曜日は集積所の看板、ホームページなどでお確かめください。

種類	回数	分け方	出し方
可燃ごみ	週2回	プラスチック類※・ゴム・革製品・台所の生ごみ・資源回収で出せない紙くず・紙おむつ・生理用品・衣類・木くずなど ※ プラスチックは令和5年4月 (滝野川地区は令和4年10月) 以降、資源として回収	<ul style="list-style-type: none"> ●ポリ容器、または中身の見える丈夫な袋に入れて出してください。 ●生ごみはよく水気を切って、新聞紙などで包んで出してください。 ●紙おむつは、汚物をトイレに流してから出してください。 ●木くず (板) は、30cm以下の長さにして出してください。
不燃ごみ	月2回	金属資源 (小型家電・金属類) とその他の不燃ごみ (ガラス陶磁器・蛍光灯等) に分けて別の袋で出してください。 電池・アルミオイル・刃物類・薬、油、塗料の空缶・スプレー缶・カセットボンベはその他の不燃ごみとして出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ●ポリ容器、または中身の見える丈夫な袋に入れて出してください。 ●ガラスや針、刃物などの鋭利なものは、新聞紙などに包んで「キケン」と表示してください。 ●小型家電からは必ず電池・充電電池を抜いてください。 ●スプレー缶、カセットボンベ、ガスライターなどは必ず使い切ってから他の不燃ごみとは別の袋に入れて出してください。 ※使い切れない場合には清掃事務所までご相談ください。

種類	回数	分け方	出し方
資源 (古紙)	週1回	新聞・ちらし・雑がみ(菓子箱など)・雑誌・本・段ボール・紙切れ・包装紙・コピー用紙・はがき	以下のとおり、それぞれに分けてひもで縛って出してください。 ・新聞とちらし ・雑誌、本、パンフレット ・雑がみ(紙切れ・包装紙・菓子箱など)は、雑誌にはさむか紙の袋などに入れてひもでしばって出してください。 ・段ボール ※回収は雨天でも行います。
資源 (プラスチック)	週1回	●実施時期(お住いの地域によって実施時期が異なります) 滝野川地区 令和4年10月3日から実施 王子・赤羽地区 令和5年4月1日から実施 ●回収対象(①、②のいずれかに該当するもの) ①プラマークが付いた容器包装プラスチック ②100%プラスチック素材でできた製品プラスチック	・汚れていないプラスチック類を1つの袋に入れて出してください。 ・水などで軽くすすいでも汚れが落ちない場合は、可燃ごみに出してください。 ・電池や金属が含まれるプラスチック類は、出さないでください。 ・リチウムイオン電池は絶対に出さないでください。リサイクル施設で火災が発生しています。 ・一辺の長さが30cmを超えるものは粗大ごみとなります。

北区では、集積所のカラス除けとして無料で防鳥ネットを貸し出ししています。ご希望の方は清掃事務所、または収集職員までご相談ください。

※各戸収集地域では、ネットの貸し出しを行っておりませんのでご了承ください(集合住宅を除く)。

種類	対象品目	出し方	
		申込先	申込手順
粗大ごみ (申込制)	●おおむね30cm立方体以上の物 ●自転車、三輪車など ●机、イス、たんす、棚、ベッド、布団などの家具・寝具類 ●掃除機、ステレオ、ストーブ、ガスレンジなどの家庭電化製品	粗大ごみ受付センター <令和4年10月1日まで> TEL 5296-7000 https://sodai.tokyokankyo.or.jp/ <令和4年10月3日から> TEL 0570-075533 https://ecolife.e-tumo.jp/sodai-kita-tokyo-u/ ※インターネットは24時間受付可	1. 粗大ごみ受付センターへ粗大ごみの収集をお申し込みください。 ※収集日と料金をご案内します。収集日は指定できませんが時刻は指定できません。 2. センターで案内された料金分の有料粗大ごみ処理券(シール)を購入してください。 3. シールに収集日と名前(または収集日と受付番号)を書き、粗大ごみの見やすいところに貼ってください。 4. 収集予定日の朝8時まで自宅玄関前などに出してください。8時から15時の間に収集します。 5. 令和4年11月から区民自らが運搬する粗大ごみの受け入れを開始します。 持込みの申し込みをしていただき、有料粗大ごみ処理券を貼ったうえで、指定された日時に粗大ごみ中継施設(浮間5-13-1)へ持ち込んでください。
臨時ごみ	植木の刈込み(50cm以下にする)、家の中の片づけ及び引越しなど、一度に多量のごみを出す場合は有料です。清掃事務所にお申し込みください。		

※エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については、その家電品を購入した店か買い替えをする店、または家電リサイクル受付センター(TEL0570-087200(ナビダイヤル)(月~金曜 午前9時~午後5時)HP <https://kaden23rc.jp>)へお問い合わせください。

※パソコン(本体・ディスプレイ)は、資源有効利用促進法により、再資源化されています。回収については、各メーカー等(製造元)へお問い合わせください(回収の申し込み先が分からない場合は、パソコン3R推進協会へお問い合わせください。TEL 044-540-0576 HP <http://www.pc3r.jp/>)。

●清掃事務所で収集できないもの

※処理方法については清掃事務所にご相談ください。

- (1) 一辺が180cmを超えるもの
- (2) ガスボンベ類、石油類、工業製品、花火、マッチ、バッテリー(有毒性・危険性のあるもの)
- (3) 消火器、大型金庫、薬品類(埋立処分場の管理、または処分作業に支障をきたすおそれのあるもの)
- (4) 塗料(ペンキ)、印刷用インク、現像液、汚泥などの液体・液状のもの・粉末状のもの
- (5) オートバイ(部品を含む)、自動車の部品、タイヤ、ピアノ
- (6) 石、ブロック、土、コンクリート、砂
- (7) その他、収集・運搬に支障をきたすもの

事業系ごみ・資源(古紙)の出し方

お店や事務所・会社などの事業活動に伴って出た廃棄物は、事業者自らの責任で処理することが原則です。事業系ごみの処理は許可を得た廃棄物処理業者へ委託してください。ただしごみの排出量が少量で自ら処理することが困難な事業者については、可燃ごみ・不燃ごみ・古紙に限って清掃事務所が有料(事業系有料ごみ処理券)で収集します。なお、事業系ごみを区の収集に出す際は、あらかじめ清掃事務所にご相談ください。

※区では、事業系の粗大ごみやびん・缶・ペットボトルは一切収集しません。

※事業系有料ごみ処理券は「事業系有料ごみ処理券取扱所」の表示がある区内商店、コンビニエンス



ストア、スーパーマーケット及び北区清掃事務所で販売しています。

◆ 環境

新エネルギー・省エネルギー機器等の導入費用を助成します

環境課環境政策係 TEL 3908-8603 FAX 3906-8474

地球温暖化やヒートアイランドへの対策として、区民及び事業者の方を対象に、新エネルギー及び省エネルギー機器等の導入をする際の費用の一部を助成します。

【助成対象者】

- (1) 区内に自ら居住または居住予定の住宅に助成対象機器等の設置・施工をし、自ら使用する方
- (2) 区内に有する事業所または有する予定の事業所に助成対象機器等の設置・施工をし、自ら使用する方

【主な助成資格要件】

- (1) 個人住民税または法人住民税を滞納していないこと
- (2) 導入する機器等が未使用のものであること
- (3) 同一年度内ですでに同一機器等の助成を受けていないこと
- (4) 導入しようとする機器等について、区の他の助成を受けていないこと
- (5) 建築物の販売、貸付け等による利益を目的としていないこと

【助成対象機器等（令和4年4月現在）】

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 高効率給湯器（エコキュート・ハイブリッド給湯器）
- (3) 家庭用燃料電池装置（エネファーム）
- (4) 住宅用蓄電システム
- (5) HEMS
- (6) 高反射率塗料
- (7) 窓の断熱改修
別に中小企業者等、分譲住宅の管理組合等用の助成があります。

【申込方法など】

- ※ 必ず設置・施工前に申請してください。
- ※ 助成対象機器の要件等、詳しくは北区ホームページをご覧ください。

いわゆる「ごみ屋敷」でお困りの方

環境課ごみ屋敷対策担当 TEL3908-8092 FAX3906-8474

住居やその敷地内外に大量の物品が置かれているなど「ごみ屋敷」でお困りの方の相談を受け付けています。

あき地の雑草でお困りの方は

環境課自然環境みどり係
TEL 3908-8618 FAX 3906-8474

区民の健全な生活環境を守るため、あき地の所有者または管理者は常に適正な管理を行うよう条例で義務づ

けられています。あき地の雑草でお困りの方の相談を受け付けています。

住まいのネズミ、ダニやハチの巣でお困りの方

北区保健所生活衛生課環境衛生（東十条2-7-3）
TEL 3919-0720 FAX 3919-3308

お住まいのネズミ、アレルギーを引き起こすダニ・カビや結露、敷地にできたハチの巣などでお困りの方の相談を受け付けています。

光化学スモッグの注意報

環境課環境規制調査係
TEL 3908-8611 FAX 3906-8474

夏場で風が弱くて日差しの強い日、もやがかかったように視野がかすむ日、こんなときは光化学スモッグに注意しましょう。光化学スモッグの注意報などが出たときは外出は控えめにしてください。

【発生状況】

- ・東京都光化学スモッグ情報ホームページ（東京都環境局）
<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/ox.php>

歩きたばこ・吸い殻のポイ捨て等の禁止

環境課地域美化担当 TEL 3908-8610 FAX 3906-8474

路上喫煙などによるたばこの吸い殻の散乱や火傷などの被害を防止するため、平成20年12月1日より「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」を施行しています。喫煙マナーの改善に向けてご協力をお願いします。

【条例で禁止している喫煙行為】

- ・区内全域の公共の場所では、歩きたばこ（自転車の乗車中を含む）及びポイ捨てを禁止しています。
※ 公共の場所：道路、公園、広場、河川敷など公共の用に供する場所（屋外に限られます）
- ・路上喫煙禁止地区では、歩きたばこ及びポイ捨てのほか、区が指定した指定喫煙場所以外での立ち止まっていた喫煙も禁止しています。

【路上喫煙禁止地区】（令和4年10月現在）

駅周辺等人が集まり、とくに区民等の安全及び地域の美化を推進する必要がある地区（JR王子駅・赤羽駅・田端駅・板橋駅東口周辺）について、区では路上喫煙禁止地区に指定しています。詳しくは、北区ホームページをご覧ください。

【啓発シール等の配布】

- 歩きたばこ及びポイ捨ての防止、かつ条例を広く周知するため、ご自宅の塀などに貼る啓発シール等を窓口で配布しています。ご希望の方はお問い合わせください。
※ 公道や電柱には貼れませんのでご注意ください。



◆ 動物

飼い犬の登録と狂犬病予防注射

北区保健所生活衛生課生活衛生係（東十条2-7-3）
TEL 3919-0431 FAX 3919-3308

区民事務所（P27・28）

犬を飼い始めたら、登録（鑑札の交付）と年1回の狂犬病の予防注射を受けてください。

■ **飼い犬の登録（生涯に1回）** ……手数料3,000円
生後91日以上を飼い始めたら「飼い犬の登録」が必要です。鑑札を紛失した場合には再交付申請が必要です。（再交付手数料1,600円）

【飼い犬の登録事項変更】

「飼い犬の所在地の変更」「飼い主の変更」「飼い主の住所・氏名の変更」「飼い犬の死亡」のときは届け出をしてください。

北区外からの犬の転入は、前登録地の鑑札をお持ちください。鑑札を紛失した場合には、再交付申請が必要です。（再交付手数料1,600円）

北区外へ転出のときは、北区の鑑札をお持ちになり、新しい住所地で届出をしてください。

【マイクロチップを装着した飼い犬の登録】

令和4年6月1日以降にマイクロチップを装着した場合、原則として、環境省指定の登録機関（（公社）日本獣医師会）の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトでの登録が必要です。引っ越しなどでの住所変更や飼い犬の死亡等の届出も上記サイトで行います。区窓口での申請・届出は不要です。（区窓口では手続きできません。）

■ **狂犬病予防注射済票の交付（年1回）** ……手数料550円
動物病院などで狂犬病予防注射を受け、狂犬病予防注射済証、3月下旬頃に送付する注射のお知らせ、手数料をお持ちのうえ手続きをしてください。注射済票を交付します。

【狂犬病予防定期集合注射】

例年4月に区施設を利用した狂犬病予防定期集合注射、注射済票の交付を行います。3月の北区ニュース又は3月下旬頃に送付する注射のお知らせをご覧ください。なお、定期集合注射は中止の場合があります。

● 犬の首輪等には、鑑札と注射済票をつけてください。

飼い犬が人をかんだら

北区保健所生活衛生課生活衛生係
TEL 3919-0431 FAX 3919-3308

飼い犬が誤って人をかんだ場合には、飼い主が次のことをすみやかに行ってください。

- (1) かまれた人の手当を行います。
- (2) 犬を落ち着かせて、隔離します。
- (3) 生活衛生係に届け出をします（24時間以内）。
- (4) 動物病院で狂犬病の有無について、犬の検診を行います（48時間以内）。
- (5) 事故が大きいときには、警察にも連絡しましょう。

危険な動物（特定動物）について

東京都動物愛護相談センター業務係 TEL 3302-3507

ニホンザル、ワニ、ニシキヘビなど人に危害を加える恐れのある危険な動物（特定動物）については、原則として飼育することはできません。詳しくは、業務係にお問い合わせください。

犬、ねこを飼えなくなったときは

東京都動物愛護相談センター TEL 3302-3507

動物は、終生の飼育が原則ですが、やむを得ない事情で犬・ねこが飼えなくなったときは、ご相談ください。



犬・ねこ・その他小動物の死体処理は

王子・赤羽地区
北区清掃事務所 TEL 3913-3141 FAX 3913-3741

滝野川地区
滝野川清掃庁舎 TEL 3800-9191 FAX 3800-5785

動物の死体は、その飼い主や土地の管理者（事業所含む）が処理することになっています。自分で処理できない場合は、小動物（25kg未満）に限り、届出により清掃事務所が引き取ります。引き取りには手数料3,000円がかかります。道路や公園に放置されている場合には下記へご連絡ください。

なお、一般家庭の方で飼い主不明のものは清掃事務所までご相談ください。

区道 道路公園課道路係	TEL 3908-9265
区立公園・河川など 道路公園課公園係 河川係	TEL 3908-9275 TEL 3908-9213
都道及び国道122号（北本通り） 北区清掃事務所	TEL 3913-3141
国道17号 国土交通省万世橋出張所	TEL 3253-8361

「犬の散歩をするときのマナー」

■犬をリードでつなぎます

河川敷はドッグランではありません。必ずリードでつないでください。

■トイレは散歩前に家で済ませます

■フンは必ず持ち帰ります

ペットシートなどを敷いた上にさせると清掃の負担が軽減されます。オシッコは水で洗い流して、きれいにふき取ってください。

カラスの巣撤去

環境課自然環境みどり係 TEL 3908-8618

繁殖期に、カラスの親鳥がヒナを守ろうとして、人に対して威嚇や攻撃を行う被害が発生します。被害を軽減するため、区ではカラスの巣の撤去事業を行っています。

【撤去対象】

●実施条件

繁殖期にカラスからの威嚇・攻撃による被害がある場合で、かつ巣の所在する樹木などの所有者の同意がある場合。

●実施対象

民家・アパート・マンション・店舗・工場等の事業所・神社仏閣・私立学校・私立保育園等

※ 公園・道路（街路樹）・区立小中学校・JRの敷地・電柱などは、当該施設の管理者にご相談ください。

工場等の公害についての相談

環境課環境規制調査係 TEL 3908-8611

工場、建設工事などの騒音、振動、粉じん、悪臭等についての相談を受け付けています。

また、工場や指定作業場（20台以上の駐車場、クリーニング店など）は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、設置、変更、廃止等の際に申請や届出が必要です。

◆緑化

公園・街路の樹木に異常を発見したとき

区立の公園、児童遊園の樹木ならびに区道の街路樹の管理については、万全を期しています。樹木の異常を発見したときは、ご連絡ください。

区立公園・児童遊園の樹木の場合 道路公園課公園係	TEL 3908-9275
区道の街路樹の場合 道路公園課道路係	TEL 3908-9265
都道の街路樹の場合 東京都第六建設事務所	TEL 3882-1157

大きな木などを所有されている方へ 〈保護樹木などの指定〉

環境課自然環境みどり係

TEL 3908-8618 FAX 3906-8474

いまある区内のみどりは、区民のかけがえのない財産です。このようなみどりを守り育てていくために、一定規模以上の大きな樹木、樹林、生垣を、その所有者の同意を得て、保護樹木などに指定し、所有者の方に保存に努めていただいています。

【保護指定されると】

- 区が指定標識を設置します。
- 区が管理費用の一部を助成します。
- 区が保険に加入します。

※ 詳しくは北区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

生垣の造成費用を助成します

環境課自然環境みどり係

TEL 3908-8618 FAX 3906-8474

区では、安全でみどり豊かな生活環境をつくるため、生垣の造成費用の一部を助成しています。

【対象】

道路（私道を含む）に面している生垣で総延長が1メートル以上、植栽時の高さ1メートル以上で、生垣の外観を備えるもの。



【助成金額】

- ・造成費用1メートルにつき8,000円
- ※ 40メートルを限度とします。
- ・ブロック塀などの撤去費用1メートルにつき5,000円
- ※ 40メートルを限度として、生垣造成の長さの範囲内とします。
- ※ 生垣造成、ブロック塀撤去とも、必ず着工前に申請してください。
- ※ 詳しくは北区ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

屋上・ベランダ・壁面の緑化費用を助成します

環境課自然環境みどり係
TEL 3908-8618 FAX 3906-8474

区では、屋上緑化などを行う建物の所有者に造成費用の一部を助成しています。

- 緑化面積が、3平方メートル以上の屋上緑化事業
- 緑化面積が、1平方メートル以上のベランダ緑化事業
- 壁面緑化事業
- ※ 前年度分住民税を滞納していない方
- ※ 必ず着工前に申請してください。
- ※ 詳しくは北区ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

◆ 道路

道路に関する次のようなご相談に応じています

土木管理課台帳係 TEL 3908-9230

- (1) 道路台帳の閲覧について
- (2) 道路の種別について
- (3) 区道の幅員について
- (4) 区道・公園等の境界について
- (5) 北区管理通路について など

道路に看板・日よけ・足場などを出すとき 〈道路占用許可申請〉

土木管理課管理占用係 TEL 3908-9220

道路（区道）を通行以外の目的で使用するときは、許可を受けることが必要です。突き出し看板、日よけ、工事用仮囲い、足場などを設置する場合は、必ず道路占用許可の申請書を提出し、許可を受けてから設置してください。

沿道区域を掘削するとき〈沿道掘削施行届〉

土木管理課管理占用係 TEL 3908-9220

北区においては、道路に接する区域の敷地について沿道区域内を掘削する場合、届出が必要となります。建物の新築などで区道と接した土地を掘削するときは、

道路の損傷を予防するため、沿道掘削施行届を提出してください。

歩道切り下げやガードレールなどの撤去 〈道路工事施行承認申請〉

土木管理課管理占用係 TEL 3908-9220

車の出入りのため、歩道を切り下げたり、ガードレールなどを撤去する場合には、自費工事となります。申請書を提出し、承認を受けてから着工してください。

道路の陥没・損傷などについては お問い合わせください

道路の陥没や道路構造物（雨水ます・L型側溝など）の破損道路付属物（ガードレール、カーブミラーなど）の破損・補修

区道上の場合 道路公園課道路係	TEL 3908-9265
都道・国道122号上の場合 東京都第六建設事務所北工区	TEL 5993-0366
国道17号上の場合 国土交通省万世橋出張所	TEL 3253-8361

私道の舗装や私下水をきれいになりたいとき 〈私道私下水補助〉

道路公園課道路係 TEL 3908-9265

私道の舗装や補修、または、私下水を整備したいときは、土地の所有者承諾書及び沿道関係者全員による承諾があれば、区が工事費の一部または全部を補助して施工します。

【工事の対象についての助成条件】

- (1) 道路の幅員が1.5メートル以上であること
- (2) 道路を利用する家屋が3戸以上あること
- (3) 公道に接続していること
- (4) 建築基準法第42条1項3号道路、1項5号道路及び2項道路の指定を受けていること

【工事の内訳】

- (1) 私道の舗装及び補修（全額補助）
 - (2) L型側溝、雨水ますの設置及び補修（全額補助）
 - (3) 私道内の下水管、汚水ますの設置及び補修（一部補助）
- ※ 詳しくはお問い合わせください。

街灯の故障を発見したとき

街灯は交通車両や歩行者などの通行、また、防犯等の施設として必要な物です。不点灯や昼点灯などの故障した街灯を発見したときは、ご連絡ください。

区道上の場合 道路公園課道路係	TEL 3908-9265
都道・国道122号上の場合 東京都第六建設事務所北工区	TEL 5993-0366

国道17号上の場合 国土交通省万世橋出張所	TEL 3253-8361
区内の商店街の場合 産業振興課商工係または各商店街	TEL 5390-1235

※私道上は各町会・自治会にご連絡ください。

私道に防犯灯を設置したいとき 〈防犯灯補助〉

道路公園課道路係 TEL 3908-9265

私道（幅1.5メートル以上、延長30メートル以上）の防犯灯を新設・改修したいときは、町会、自治会などから申請があれば、区が工事費を全額補助して施工します。申込手続には申請書・工事委託書・土地権利者の承諾書を提出してください。

なお、新設・改修後の維持管理は町会・自治会でやっていただきます。

◆ 自転車・駐輪場

駐輪施設のごあんない

土木管理課自転車対策係 TEL 3908-9218

【駐輪施設が利用できる方】

通勤や通学のために駅まで自転車を利用し、さらに次の(1)～(4)のいずれか1つに該当する方

- 駅から住所または通勤・通学先が800メートル以上離れている方（施設の利用状況により変更することがあります）
- 65歳以上の方
- 身体に歩行困難を伴う障害のある方
- 保育送迎をしている方

【駐輪施設の種類】

- 自転車駐車場
有料制の自転車駐車場です。お申し込みは直接各自自転車駐車場へ。詳しい場所等につきましては北区ホームページをご覧ください。
- 指定自転車置場
年間登録制の自転車置場です。お申し込みは土木管理課自転車対策係まで
登録手数料 北区民4,110円 北区民以外8,220円

■ 自転車駐車場料金表

【利用料金1】 利用料金2、3以外の自転車駐車場

種別	利用方法	北区民		北区民以外	
		一般	学生	一般	学生
自転車 (地下・一階)	当日	150円			
	1カ月	2,160円	1,290円	3,240円	1,940円
	3カ月	5,830円	3,490円	8,740円	5,240円
	6カ月	10,490円	6,290円	15,730円	9,430円
自転車 (二階)	当日	100円			
	1カ月	1,540円	920円	2,310円	1,380円
	3カ月	4,150円	2,490円	6,220円	3,730円
	6カ月	7,470円	4,480円	11,200円	6,720円

種別	利用方法	北区民		北区民以外	
		一般	学生	一般	学生
原動機付 自転車	当日	200円			
	1カ月	3,240円	1,940円	4,860円	2,910円
	3カ月	8,740円	5,240円	13,110円	7,860円
	6カ月	15,730円	9,430円	23,590円	14,150円

【利用料金2】 浮間四丁目、赤羽北二丁目、赤羽駅西口北、赤羽駅南口第一、栄町、尾久駅前（屋上）自転車駐車場

種別	利用方法	北区民		北区民以外	
		一般	学生	一般	学生
自転車 (地下・一階・ 尾久駅前屋上)	当日	100円			
	1カ月	1,080円	640円	1,620円	970円
	3カ月	2,910円	1,740円	4,360円	2,610円
	6カ月	5,230円	3,130円	7,840円	4,700円
自転車 (二階)	当日	100円			
	1カ月	770円	460円	1,150円	690円
	3カ月	2,070円	1,240円	3,100円	1,860円
	6カ月	3,720円	2,230円	5,580円	3,340円
原動機付 自転車	当日	150円			
	1カ月	1,620円	970円	2,430円	1,450円
	3カ月	4,370円	2,620円	6,550円	3,930円
	6カ月	7,860円	4,710円	11,790円	7,070円

【利用料金3】 赤羽駅西口駅前、赤羽駅東口自転車駐車場（当日利用） 最初の2時間まで無料 以後2時間毎に100円、無料時間を含む24時間毎に上限500円

※ 原動機付自転車は浮間四丁目、浮間三丁目、赤羽北二丁目、赤羽駅西口・西口北、赤羽駅南口第一・第二、王子駅北口・南口、王子神谷駅北、十条駅西口、新田端大橋北、東十条駅南口のみです。

※ 利用できる原動機付自転車は、原付一種（道路交通法上の原動機付自転車）のみです。

■ 駐輪施設の所在地など

(1) 自転車駐車場

最寄駅	自転車駐車場名称	所在地	電話
浮間舟渡駅	浮間四丁目	浮間 4-30-8	TEL 3969-4643
北赤羽駅	浮間三丁目	浮間 3-1-47	TEL 3969-4643
	赤羽北二丁目	赤羽北 2-1-10	TEL 3969-4643
	北赤羽駅赤羽口	赤羽北 2-32-2	TEL 0120-356-621
赤羽駅	赤羽駅西口	赤羽西 1-7-1	TEL 0120-520-230
	赤羽駅西口駅前	赤羽西 1-5 先外	TEL 0120-356-621
	赤羽駅西口北	北赤羽 1-67-18	TEL 5993-1590
	赤羽駅南口第一	赤羽 1-1-28	TEL 3906-8462
	赤羽駅南口第二	赤羽 1-1-20	TEL 3909-6922
	赤羽駅南口第三	赤羽南 2-9-43 先外	TEL 0120-520-230
	赤羽東本通り	赤羽 1-7 先外	TEL 0120-036-548
	赤羽駅東口	赤羽 1-1 先外	TEL 0120-356-621
十条駅	十条駅西口	上十条 2-28 先	TEL 5963-6345
	十条駅東口	上十条 1-14 先	TEL 0120-520-230
東十条駅	東十条駅北口	東十条 4-1 先	TEL 0120-356-621
	東十条駅北口第二	東十条 3-18-30	TEL 0120-036-548
	東十条駅南口	東十条 3-18-43	TEL 3913-7760
王子駅	王子駅北口	王子 1-11-1 先	TEL 3913-7743
	王子駅南口	王子 1-3-40 先外	TEL 3927-6695
	王子駅明治通り	王子 1-6 先外	TEL 0120-520-230

最寄駅	自転車駐車場名称	所在地	電話
王子駅	栄町	栄町 40-4 先	TEL 3927-6695
	音無親水公園	王子本町 1-1-1 先	TEL 0120-520-230
尾久駅	尾久駅前	昭和町 2-1-31	TEL 3809-7880
田端駅	新田端大橋北	東田端 2-20-45	TEL 0120-356-621
	新田端大橋南	東田端 1-17-21	TEL 0120-356-621
	新田端大橋中央	東田端 2-20-52	TEL 3894-1794
	田端駅前	田端 6-1-3	TEL 3821-1462
西ヶ原駅	西ヶ原駅前	西ヶ原 2-3-1	TEL 0120-520-230
板橋駅	北谷端公園脇	滝野川 7-14 先	TEL 0120-520-230
西巣鴨駅	滝野川三丁目	滝野川 3-11-2	TEL 0120-520-230
王子神谷駅	王子神谷駅前	王子 5-20-3B101	TEL 3914-9195
	王子神谷駅北	王子 5-29-4	TEL 3914-9195

(2) 指定自転車置場

赤羽、十条、駒込、上中里、赤羽岩淵、志茂の各駅周辺と赤羽公園脇、北谷端公園脇

放置自転車の防止

土木管理課自転車対策係 TEL 3908-9218

自転車を路上に放置すると、通行や緊急時の活動を妨げ、多くの方に迷惑をかけます。自転車は決められた場所へ置きましょう。また駅から近い人は駅まで歩きましょう。

【放置自転車整理（禁止）区域】

この区域内（駅周辺）に自転車を放置すると撤去します。浮間舟渡駅、北赤羽駅、赤羽駅、赤羽岩淵駅、志茂駅、十条駅、東十条駅、王子神谷駅、王子駅、上中里駅、尾久駅、田端駅、駒込駅、板橋駅、西巣鴨駅、西ヶ原駅

【自転車を撤去された場合は】

放置自転車整理（禁止）区域に自転車を短時間でも放置すると、条例に基づき撤去する場合があります。撤去された場合は指定の移送場所で返還します。

【返還する曜日と時間】

月～土曜 午前10時30分～午後7時

日 曜 午前10時30分～午後4時

※ 年末年始、祝日は除く

【問い合わせ先】

コールセンター TEL 3908-1232

月～土曜 午前8時30分～午後7時

日 曜 午前10時30分～午後4時

※ 年末年始、祝日は除く

【持参するもの】

移送手数料5,000円、本人確認できるもの（免許証、保険証、学生証など）、自転車のカギ

【自転車保管期間】

1カ月（引き取りのない自転車は区で処分します）

・代理人による手続きの場合は、代理人の印鑑と本人確認できるものをお持ちください。

◆ コミュニティバス

Kバス運行のごあんない

忘れ物・時刻表を含む運行全般・車内広告に関して
日立自動車交通（株） TEL 5682-1122

上記以外に関して
交通事業担当課 TEL 3908-9216

高齢者をはじめ、だれもが安心して移動できるまちづくりを進めるため、Kバス（コミュニティバス）を運行しています。

【運行ルート】

①王子・駒込ルート

JR王子駅（北とぴあ前）を起点に、障害者福祉センター・中央図書館・北区役所・旧古河庭園・霜降橋等を経由しJR駒込駅で折返し、JR王子駅へ戻るルートで、1周約40分

②田端循環ルート

JR駒込駅を起点に、田端区民センター・JR田端駅（アスカタワー前）・富士見橋エコー広場館・滝野川会館・霜降橋等を経由し、JR駒込駅へ戻るルートで、1周約20分

【運行時間】

運行間隔は20分で、平日、土・日曜、祝日とも同じダイヤで運行します。

（王子・駒込ルート）

・JR王子駅始発7時15分、JR駒込駅始発7時22分

・JR王子駅最終19時55分（JR駒込駅経由JR王子駅止まり）

（田端循環ルート）

・JR駒込駅始発7時07分

・JR駒込駅最終19時47分

※ 詳しい時刻表は下記ホームページでご覧いただけます。

<https://www.hitachi-gr.com/k-bus>

【乗車料金】

● 1回100円で大人・子ども（未就学児を含む）とも同じで、二つのルートの乗継は、当日1回無料

※ 交通系ICカード乗車券（PASMOやSuicaなど）利用可。

※ シルバーパスや障害者手帳による割引はありません。

● 未就学児が小学生以上の方と同乗する場合、同乗者1名につき未就学児2名まで無料

● 1乗車は最大1周まで

● 回数乗車券：11枚つづり1,000円

※ 回数乗車券は文京区「Bーぐる」のご乗車にも利用可。

（「Bーぐる」の普通回数券でもご乗車できます。）

● 1日乗車券：300円

● 1カ月定期券：3,000円



【乗車券販売所】

- ・バス車内：定期券以外の乗車券が購入できます。（現金のみの取り扱い）
- ・定期券およびバス車外の販売所
運行事業者である日立自動車交通（株）までお問い合わせください。

◆ 区民交通傷害保険

地域振興課地域振興係 TEL 5390-0092

交通事故によりケガをされた場合や、自転車運転中、人にケガをさせてしまい損害賠償責任を負った場合などに保険金をお支払いする制度です。

【加入できる方】 加入年の4月1日現在、北区にお住まいの方

【申込期間】 毎年2月1日から3月31日まで（土・日曜、祝日除く）

【保険期間】 加入年の4月1日から翌年3月31日まで
詳しくは北区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

◆ 暮らしにお困りの方に

生活保護

生活福祉課相談係 TEL 3908-1144 FAX 3908-7171

病気やケガにより働くことができないなど生活にお困りの場合は、生活保護法に定められた各種扶助を受けることができます。いろいろな要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

くらしとしごとに関する相談

北区くらしとしごと相談センター（岸町1-6-17）
TEL 6454-3104 FAX 5948-6041

さまざまな事情で生活にお困りの方に対し、お仕事探しや生活のこと等、それぞれの抱えている課題について相談支援員と一緒に考え、状況にあわせた支援を行います。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。ご相談の際には事前にご予約ください。

生活福祉資金

北区社会福祉協議会（岸町1-6-17）
TEL 3907-9494 FAX 5948-6041

ほかからの借入が困難な、所得の少ない世帯、障害者や介護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者のいる世帯を対象とした貸付です。

貸付金の用途は資金種類によって具体的に定められています。資金種類に応じ、貸付条件、基準、貸付利子、返済期間などが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

貸付にあたりましては、連帯借受人や保証人が必要な場合があります。また、資金の種類によっては、お申込時に民生委員による面接が必要です。ご相談の際には事前にご予約ください。

低所得世帯の応急資金〈応急小口資金〉

生活福祉課生活支援係

TEL 3908-9046 FAX 3908-1241

区内に3カ月以上お住まいの低所得の家族で、世帯主または同居の親族が、災害・疾病その他の理由で緊急に費用の支出をしなければならないとき、ほかから借りることが困難で、借受後の償還が確実な世帯主にお貸しします。30カ月以内均等償還、無利子。保証人が1名必要です。詳しくはお問い合わせください。

◆ 消費生活

消費生活センター

消費生活相談

消費生活センター（北とぴあ11階）

TEL 5390-1142（相談専用）

消費者と事業者との間に生じた契約トラブルや、悪質商法の被害、商品・サービスに関する苦情、食品や製品による事故などの消費生活に関する相談に、消費生活相談員が、助言・事業者とのあっせん、情報提供など問題解決に向けての支援をします。また、借金の返済でお困りの方からの相談を受け付けます。

【相談日時】

月～金曜 午前9時30分～午後4時（祝日を除く）

出張講座のご案内

消費生活センター（北とぴあ11階） TEL 5390-1239

自治会・町内会、老人会などの集まりに講師を派遣して、悪質商法の手口や契約に必要な知識をわかりやすくお話しします。講師は実際に相談を受けている消費生活相談員です。希望日の1カ月前までに電話でご予約ください。講師料は無料です。

◆ 葬儀

葬儀を行える場所として

北区セレモニーホール

TEL 5392-0021

安心して葬儀を行える場所として、北区セレモニーホールがあります。

この施設は、2組の葬儀が同時にでき、ご家族の方の仮眠ができます。また、柩保管室にご遺体を安置できる冷蔵装置設備を備えています。



【ご利用できる方】

- ①北区内にお住まいの方の葬儀をされる方
- ②北区内にお住まいの方で葬儀を主宰される方
- ③その他の方

【所在地】 浮間 1-13-6 JR北赤羽駅浮間口下車
徒歩8分

【使用料金及び使用時間】

項目	式場一式	棺保管室
上記①②	74,000 円	7,700 円
上記③	111,000 円	11,500 円
使用時間	午後 4 時～ 翌日午後 3 時 30 分	24 時間単位 連続 168 時間まで

【休館日】 1月1日・2日

【申込方法】 直接北区セレモニーホールへ電話で確認
後、来館のうえ申請書をご提出ください。

区民葬儀

戸籍住民課戸籍係 TEL 3908-8709 FAX 3908-8301

23区内にお住まいの方の葬儀、または23区内にお住まいの方が葬儀を主宰するときに、比較的簡素で標準的な形式を利用して葬儀を行うことができる区民葬儀制度があります。火葬許可申請をする際に申し出られますと、区民葬儀券を発行します。区内の区民葬儀取扱指定店にお申し込みください。

■ 区民葬儀取扱指定店一覧表

店名	住所	電話番号
(有)鈴木葬儀社	王子 5-18-13	3911-0234
白岩葬儀店	豊島 1-7-2	3913-1837
(有)吉野葬儀社	豊島 2-25-7	3911-8992
(有)辻田葬儀社	中十条 2-8-10	3900-1388
(有)伊勢屋葬祭店	赤羽 3-1-1	3901-2203
(有)沢田葬儀社	西ヶ原 1-17-9	3910-2732

区民葬儀取扱業者についての相談・苦情窓口は
「全東京葬祭業連合会」区民葬儀相談窓口へ
相談受付日 月～金曜（祝休日を除く）
相談受付時間 午前9時～午後5時
受付電話番号 TEL 3941-4291

